

平成30年第1回神奈川県議会定例会議案

(平成29年度 条例その他 その4)

目 次		
番 号	件 名	ペー ジ
諒 問 第 2 号	公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について	1

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について

次のとおり公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求がされたので、地方自治法第244条の4第2項の規定により諮詢する。

1 審査請求人

[REDACTED]

2 処分序

東京都千代田区一番町23番地3
公益社団法人青年海外協力協会

3 審査請求年月日

平成29年8月4日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

審査請求人は、神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「プラザ」という。）の指定管理者である公益社団法人青年海外協力協会（以下「協会」という。）が審査請求人に対して口頭で行った入館拒否（以下「本件行為」という。）等の処分を不服として次の審査請求を行った。

ア 平成29年7月25日に協会が審査請求人に対して行った、期限の定めなくプラザの建物に立ち入りをしてはならないとの決定を取り消せ。（以下「請求その1」という。）

イ 平成29年7月25日に協会が審査請求人に対して行った、プラザの周囲の通行路への通行・立ち入り禁止を直ちに取り消せ。（以下「請求その2」という。）

ウ 平成29年7月25日に協会職員が審査請求人に対して読み上げたアの「決定」の副本又は写しを引き渡せ。（以下「請求その3」という。）

エ 協会職員にアの「決定」を読み上げるよう指示した者の氏名を文書で回答せよ。（以下「請求その4」という。）

オ プラザ図書館内での審査請求人への連続した犯罪・利用妨害・脅迫に関する被害届を受理しないとの拒否行為を取り消せ。（以下「請求その5」という。）

(2) 理由

審査請求人は、すべてに不服であるから、請求その1から請求その5を求める。

5 審査請求に対する見解

(1) 請求その1について

プラザは、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（以下「条例」という。）第2条を設置根拠とし、地方自治法第244条第1項に規定される「公の施設」に該当するが、同条第2項は、正当な理由があれば、住民の利用を拒むことができることを認めている。

また、条例は、同法第244条の2第1項に基づき、プラザの管理に関し必要な事項を定めると

とともに、条例に定める以外の管理に関する定めについては、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則（以下「規則」という。）に委任している。さらに、規則第6条では、指定管理者が、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者等について、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる権限を定めている。

本件行為については、規則第6条に基づき、プラザの利用者である審査請求人に対し、プラザへの入館を拒否したものであり、行政不服審査法第1条第2項で規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（以下「処分等」という。）に当たる。

本件行為において、協会は、前段に「速やかなる退館を命じる」、後段に「今後の入館を拒絶する」と記載された平成29年7月24日付け通告書と同内容の文言を読み上げたと認められるが、このうち前段に相当する行為は、一時的な事実行為に過ぎず、本件審査請求が行われた時点でその効果は消滅しているため、当該行為についての審査請求は、不服申立ての利益を欠き、不適法である。

通告書後段の「今後の入館を拒絶する」については、継続的にその効果が続く処分であるかのようだが、地方自治法第244条第2項は、正当な理由がない限り住民利用は拒んではならないとしており、その正当な理由の有無は、基本的には入館をしようとする都度判断されるべきもので、終期を定めずに入館を禁止することは原則として予定されていないと解される。

これにより、通告書後段は、協会が審査請求人に対し、平成29年9月29日付け文書（「神奈川県立地球市民かながわプラザのご利用等について」）により説明しているように、規則第6条に該当するとして行われた一時的な入館拒否を受けて、今後も同条に該当すると判断する状況が発生した場合は、その都度入館を拒否することになる旨を補足的に説明したものに過ぎないと解することが相当である。よって、通告書後段に相当する行為は、継続的に入館を拒否した処分等には当たらないため、当該行為についての審査請求は、処分性が認められず、不適法である。

(2) 請求その2について

仮に協会からプラザの周囲の通行路への立入りを禁止する旨の発言等があったとしても、これらの通行路は指定管理者である協会の管轄区域外であり、立入禁止を行う権限は協会にないため、審査請求の対象となる処分等に該当せず、処分不存在により不適法である。

(3) 請求その3及びその4について

これらの請求の根拠となる法令の規定が明らかでなく、また、行政不服審査法上、知事が処分庁に対し一定の処分を義務付けることは認められていないため、審査請求の対象にはならず、不適法である。

(4) 請求その5について

仮に協会が被害届を受理しないとの拒否行為があったとしても、当該行為は、一般に、国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務に直接的な効果を及ぼす行為とはいはず、審査請求の対象となる処分等とはなり得ないため、不適法である。

以上により、請求その1から請求その5までのいずれの請求も不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下すべきである。

平成30年3月20日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について、地方自治法第244条の4第2項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

